

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がたると
する)

目 次

◇告 示 臨時種畜検査の実施(畜産課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

◇選挙告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第六百四十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により告示する。

平成七年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成七年九月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字川西山一・二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

平成七年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成七年十月二十六日 午前十時から	東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 鳥取県畜産試験場	牛

平成七年九月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成七年九月二十五日(月) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 三 議題 不在者投票管理者を置くことのできる施設の指定の取消しについて